

品質・環境・労働安全衛生方針

- (1) 株式会社五味建設の敷地、建物、重機、設備を用いて行う、土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業、しゅんせつ工事業、管工事業、造園工事業、建築工事業の施工において、顧客からの要求を確実に把握し、具体化した構築物を施工する。顧客の要求に最大限に対応できる経営資源(要員と設備)を確保し活用する。並びにオフィス業務、サイト外での社有車の管理における環境への影響に配慮し、全従業員及び構成員の労働安全衛生への影響に配慮するために以下の活動を行う。
- (2) 毎年3月に品質・環境・労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実行し、その有効性を継続的に改善するためのマネジメントレビュー（見直し会議）を行い、環境マネジメントシステムにおいては継続的な改善及び汚染の予防を確実に実行し、労働安全衛生マネジメントシステムの見直しを行い、継続的な改善及び災害事故の予防を確実に実行する。
- (3) 国、三重県、紀北町の品質・環境・労働安全衛生の法律、条例、当社が同意する業界の行動規範、及び公的機関・その他の団体との同意事項を遵守する。
- (4) 品質・環境・労働安全衛生目標は、顧客からのニーズの変化に対応するための活動、並びに施工技術のレベルアップに関する人員の教育、設備及び業務の基盤の整備を該当する範囲で含み、環境負荷を低減するための「環境目的、目標」を設定・実施し、環境影響をコントロールするための運用手順に従って見直す枠組みを設定し実行する。労働災害を無くし、予防するための「労働安全衛生目標」を設定・実施する。
- (5) この品質・環境・労働安全衛生方針はマニュアルの中で文書化され、品質・環境・労働安全衛生マニュアル、規定などの文書を配布し、実行し、維持するとともに、品質目標・環境目的目標・労働安全衛生目標、各計画プログラムの実施、並びにマネジメントシステムにおける教育によって、全従業員及び全構成員に理解周知するとともに、労働安全衛生に関する施工現場での要員にも新規入場者教育、及びKYK活動を通じて労働安全衛生マネジメントシステムを理解、運用することを周知する。
- (6) 品質・環境・労働安全衛生方針が顧客からのニーズを継続的に満たすか否かをマネジメン

トレビューにおいて評価し見直しを実施する。品質方針・環境方針・労働安全衛生方針は、ホームページにて開示する。

- (7) 労働安全衛生管理をコントロールするため、運用手順に従って定期的に見直す枠組みを設定し実行する。

2015年 8月 10日

株式会社 五味建設

代表取締役社長 森本 慶太